

令和元年第6回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和元年6月5日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖 委 員 加 藤 和 宣	委 員 檜 垣 昌 子 委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江 委 員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	21号	令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	22号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	37号	北区立中学校における事故に関する和解	了承
4	38号	北区立小・中学校整備方針の改定について	了承
5	39号	不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について	了承
6	40号	第4期北区子ども読書活動推進計画の策定について	了承
7	41号	荒川小学校・十条台小学校統合推進委員会の設置について	了承
8	42号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第6回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年6月5日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第6回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第21号議案「令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第21号議案でございます。補正予算第1号にかかわる意見聴取の議案でございます。1枚おめくりお願いをいたします。

項番号1をご覧ください。令和元年第2回東京都北区議会定例会に提出する議案の策定に当たりまして、教育委員会に対して意見を聴取するものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらが議会に提出する議案の草案でございます。

おめくりをいただきまして5ページでございます。第一表歳入、歳出予算補正、歳入歳出とございます。補正額につきましては、いずれも増額の補正となっております。

15款国庫支出金2項国庫補助金332万8,000円、16款都支出金都補助金50万円。3項都委託金80万円、歳入合計は462万8,000円の増額の補正でございます。

歳出でございます。下の表をご覧ください。3款福祉費4項児童福祉費332万8,000円。8款教育費1項教育総務費130万円。2項小学校費1,567万3,000円。3項中学校費2,405万円。歳出合計は4,435万1,000円の増額でございます。

裏面の第2表をご覧ください。債務負担行為補正、あらかじめ定めた期間までに、その限度額の範囲で債務予算執行を行うことを前もって議会に了解をいただくものでございます。志茂保育園の指定管理運営費といたしまして、5年分の11億1,100万9,000円、これを限度額といたしまして計上するものでございます。

内訳でございます。内訳につきましては、添付の資料をご覧ください。教育振興部に関連するものにつきましては、私、教育政策課長から、子ども未来部に関連するものにつきましては、子ども未来課長から順に説明をさせていただきます。

初めに、教育振興部でございます。第21号議案参考資料①と左肩に記載のものをごらんいただきたいと存じます。下の表でございます。第1項の教育総務費教育指導費の研修研究会費130万の増額でございます。赤羽岩淵中学校につきまして、安全教室推進校として20万、西ヶ原小学校、赤羽台西小学校にプログラミング教育推進校として

各30万、堀船小学校に学力格差解消推進校として50万を計上するものでございます。これらの歳入につきましては、上の歳入表のとおり130万円全額、都支出金として増額を計上するものでございます。

次に歳出でございます。第2項小学校費教育振興費就学援助費でございます。1,567万3,000円の増額です。同じく中学校費でございます。こちらにつきましては、2,405万円の増額となっております。就学援助費新入学学用品等の支給単価につきましては、区の支給単価が令和元年度財調単価と乖離をしているため、区の支給単価を改定するものでございます。

なお、平成31年度財調協議におきまして、新入学学用品等の支給単価につきまして、国の要保護児童生徒就学援助費補助金、これにあわせました確定単価を財調単価とする仕組みに整理をされたということでございまして、区の支給単価を小学校は4万600円から6万3,100円。中学校につきましては、4万7,400円から7万9,500円へ増額改定するものでございます。このため、当初予算に計上している従前の額との差額を予算計上しております。既に3月に前倒し支給している方につきましては、支給している金額との差額、小学校で一人当たり差額2万2,500円。中学校で一人当たり差額3万2,100円を支給する予定です。あわせて、令和2年度の小中学校の新入学者につきましては、今年度のうちに前倒し支給する分につきましても、既に当初予算に計上している従前の額との差額を予算計上するものでございます。

私からは、以上でございます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

私からは、子ども未来部分の大規模補正予算につきましてご説明します。次の資料の第21号議案説明資料の②をごらんください。

初めに、歳出でございます。下段のところでございますけれども、補正内容につきましては、福祉費第4項児童福祉費の児童福祉総務費、こちらの児童扶養手当経費につきまして補正がございます。金額332万8,000円でございます。これにつきましては、児童扶養手当におきまして、本年度の臨時特別な措置として支給されます未婚のひとり親に対する臨時給付金の支給、これに係るシステム改修費についての補正予算でございます。なお、システム改修につきましては、仕様や要件が未確定だったため、今回補正予算で計上させていただいたものでございます。

なお、この臨時的な給付金につきましては、国におきまして消費税が引き上げられるなどの環境の中、子どもの貧困に対応するため、2020年度の税制改正において検討、結論を得るまでの間の臨時特別な措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親にあるものに対しまして1万7,500円を支給するものでございます。

なお、この1万7,500円の支給でございますけれども、基準日が10月末日、そして1月の手当で支給する予定となっております。

また、1万7,500円でございますけれども、通常の税法上でいきますと35万円の寡婦控除が、あるいは寡夫控除が取れるところでございますが、婚姻が法律婚になっていない方については、それが税法上取れないこととなっております。それに対する計算としまして、おおむね標準的な35万円の控除掛ける所得税の標準的な税率であります5%を掛けた1万7,500円を、今回1年間の分としまして支給するところでございます。

なお、この給付金自体につきましては、当初予算に計上しております、北区におきましては、対象者が約236名ということで、予算計上をしているところでございます。

続きまして、上段、歳入に移っていただきまして、本歳出経費につきましてはの補助でございます。こちらについては、国庫補助金、福祉費補助金、母子家庭等自立支援給付金事業費ということで、先ほどの歳出額と同様、332万8,000円を計上しております。10分の10、全額国庫補助で負担されるというところでございます。

説明は、以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第2、第22号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、第22号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書を1枚おめくりいただき、1ページをお開きください。今回ご意見をいただきたい条例等が全部で4件ございます。私からは、教育振興部に係る条例案につきましてご説明申し上げます。後ほど、子ども未来部に係る議案につきましては、担当理事者

のほうからご説明がございませう。

それでは、1番、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案書3ページからが、本条例の改正案になります。本条例は、東京都の基準に準拠することとなっており、都条例の改正に伴いまして改正を行うものとなっております。

議案書の6ページ説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償の補償基礎額の改定を行うため、この条例案を提出するものでございませう。

7ページの新旧対照表をごらんください。上段が改正後の表、下段が現行の表となっております。改定内容ですが、別表の中、補償基礎額表のうち経験年数が5年未満の場合、学校医及び学校歯科医の補償基礎額を現行の7,023円から7,059円に。学校薬剤師の補償基礎額を現行6,117円から6,135円にそれぞれ変更いたします。また、経験年数が5年以上10年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額を現行の8,724円から8,730円に変更いたします。改正となる箇所は、以上になります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。付則でございませう。この条例は、公布の日から施行いたします。経過措置につきましては、お示しのとおりでございませう。

私からの説明は、以上になります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 保育課所管の議案ですが、3件ありますので続けてご説明をさせていただきます。

まず、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書の11ページの説明欄をごらんいただけますでしょうか。東京都北区立志茂保育園の位置を変更するため、本条例案を提出させていただくものでございませう。

続きまして、12ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。別表中ほどの志茂保育園の位置を志茂3丁目41番5号から、北区志茂4丁目44番1号に変更させていただくものでございませう。

13ページの案内図でございませうが、改正前と改正後の志茂保育園の位置をお示しさせていただきます。改正後は、旧志茂東ふれあい館、現在、遊休施設となっております志茂東ふれあい館の建物を、保育園の仕様に改修を行いまして、その後、保育園を移転させるといったものでございませう。

14ページから16ページには、志茂保育園の配置図と平面図をお示ししてございませうので、後ほどごらんいただけますようお願い申し上げます。

それでは、1ページお戻りいただきまして付則でございませう。本条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行させていただくといったものでございませう。

続きまして、東京都北区立保育料等徴収条例の一部を改正する条例でございませう。ま

ず、議案書36ページの説明欄をごらんください。保育料の決定に係る支給認定こどもの属する世帯の階層区分の見直しを行うほか、規定の整備を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。

議案参考資料38ページ、39ページの新旧対照表をごらんください。表の階層区分でD1というところをごらんいただけますでしょうか。現行では、世帯区分の定義の中にある金額の部分でございますが、5,000万円未満5,000円とございます。改正後、これが左側の表になるのですが、4万4,600円となっております。これ、後ほどご説明させていただきますが、年少扶養控除のみなし摘要を廃止することから改正を行うもので、この差額が3万9,600円となっております。これは、年少扶養控除二人相当分金額となっております。どの階層におきましても、このD1からD26までであるんですが、どの階層におきましても、この3万9,600円をこの現行の表の金額に加える形での変更となります。

次に、42ページ、43ページの新旧対照表をごらんください。先ほどの別表第1は標準時間と言いまして、1日11時間までの保育室要領の認定を受けた場合の表でございました。一方、この42ページ、43ページの別表第2につきましては、1日8時間までの保育短時間認定を受けた場合の表になります。また、46ページ、47ページには、延長保育料の保育料の表が示されておりますが、この三つの表いずれにおきましても、年少扶養控除二人分の金額を超える形での変更を行うものでございます。

次に、40ページ、41ページをごらんください。別表の備考になります。項目2のところをごらんいただけますでしょうか。現行では、市区町村民税所得割額に年少扶養控除のみなし摘要を行った上で階層を定めていることから、保育料算定所得割額といったような言い方をしておりますが、改正後は区市町村民税所得割額を階層区分に適用するため、文言の整理をさせていただいております。

項目4でございますが、保育所入所に当たり書類の不備などがある場合、他自治体の例を参考に取り扱いを定めたものでございます。

三つの表、いずれにつきましても同じ内容となっております。

それでは、35ページにお戻りください。付則でございます。次のページにわたるのですが、まず1として条例の施行期日、令和元年9月1日としてございます。2の経過措置でございますが、標準の保育料、短時間の保育料、延長保育料いずれの保育料につきましても、今回の改正により3階層以上区分が上回ることになる世帯について、条例施行から1年間は、9階層区分の2階層の上にするといった、いわゆる緩和措置をとるものでございます。

では次に、補足資料に移ります。左上に22号議案参考資料①と書いている資料をごらんいただけますでしょうか。タイトルが、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例の補足資料となっております。

では、説明に移ります。今回の改正の最も大きな要素でございますが、年少扶養控除のみなし摘要の廃止ということになります。1の要旨でございます。住民税に係る年少扶養控除につきましては、平成24年に廃止となりましたが、北区では年少扶養控除がされたという想定のもとで住民税の算定を行い、保育料金額を決定してございます。

しかし、国はこの取り扱いを子ども・子育て支援新制度の本格実施から5年以内に廃

止するよう定めており、その方針に沿った改正を今回行うものでございます。なお、今年度10月より消費税率の引き上げとあわせて、幼児教育無償化が実施される予定であります。このことにつきましては北区では、第3回定例会で条例の一部改正等を予定しているところでございます。

しかし、今回この年少扶養控除のみなし摘要廃止につきましては、毎年9月に保育料の年度切りかえを実施しておりまして、それにあわせるため、第2回定例会での条例改正を提案するものでございます。

2の改正の概要でございます。条例案の説明と重複する部分がありまして、簡単に説明させていただきますが、現行では世帯の対象扶養家族数に応じて、一人につき1万9,800円を区市町村民税所得割額から差し引く形としてございますが、改正後は差し引く形はなくなります。その一方で、基準表の階層区分において、国の示すモデルのとおり2名分の金額を加える形といたします。そのため、16歳未満の扶養親族が3名上の世帯は、階層区分が上にシフトするような方向。しかし、1名の世帯においては階層区分が下方にシフトして保育料が下がるといったような傾向になります。以下に事例を示しておりますが、後ほどご確認いただければと思います。

次ページに進みます。項目3の改正による影響でございます。こちらは、あくまでも平成30年9月時点の状況による試算でございます。ある程度、階層ごとに区分けしてございますが、全体的な傾向としては階層区分が上がって増額となる世帯よりも、減額となる世帯が多いような状況でございます。よって、保育料収入自体も2.7%の減額となる見込みでございます。

最後に、項目4の保育料が上がる世帯の分析でございます。今回試算では、550世帯において9月から保育料が増額になりますが、10月以降は、3歳児以上の保育料の無償化や東京都が多子世帯軽減策を実施することから、そのうちこの550世帯のうち85%の460世帯においては、世帯の負担が軽減されるといったような見込みでございます。

今回の改正に伴い、どうしても負担増の世帯が出てしまいますが、そういった世帯につきましては、迅速かつ丁寧な周知を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

最後に、志茂保育園の指定管理者の指定についてのご説明でございます。53ページをお開きいただけますでしょうか。区立保育園におきましては、既に指定管理者制度を14園に導入してございます。今回の志茂保育園への導入で、これが15園目ということになります。保育園の指定管理者制度につきましては、平成18年度以降ほぼ毎年のペースで進めておりましたが、今回の導入は平成28年度の赤羽台保育園の導入以来といったようなこととなります。

では、議案書の53ページの説明欄でございますが、東京都北区立志茂保育園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6号の規定に基づき、本案を令和元年第2定例会に提出させていただくものでございます。先ほど保育所条例の改正等で申し上げましたが、北区立志茂保育園につきましては、旧志茂東ふれあい館の建物を改修して保育園を整備し、移転するものでございますが、移転後の年度切りかえ時に指定管理者制度を導入するというところでございます。

では、中ほどの記書きです。施設の名称は、東京都北区立志茂保育園。指定管理者の名称は、埼玉県羽生市大字上手子林76番地3、社会福祉法人三愛福祉会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。保育園の指定管理者として、1期目の指定ということになります。

続きまして、補足説明に入ります。左上の頭に22号議案参考資料②といった資料があるかと思えます。そちらをごらんいただきますようお願いいたします。1の指定管理者を指定する施設でございます。志茂保育園の定員96名となっておりますが、なお、この定員は令和2年度以降の提案でございまして、現在の志茂保育園の定員は90名となっております。

2の指定管理者となる法人ですが、お示しのとおりでございまして、認定こども園1園、民間保育園1園などを運営してございます。

3の指定管理の概要でございます。指定期間は、令和2年からの5年間、開所時間は午前7時15分から午後8時15分で2時間延長保育を行います。休園日は、日曜日と祝日、年始の3日間でございます。なお、年末には利用者の希望等に応じて、年末特別保育を実施いたします。また、指定管理者の行う業務について(4)でお示しをさせていただいてございます。

続いて、2ページをごらんください。職員の配置でございますが、上段は法人から提案のあった配置予定の職員数で、常勤職員25名、非常勤、臨時職員の18名の計43名でございます。下段は参考ですが、仮に区が直営で運営するとした場合の配置基準で、試算した職員数となっております。

4ページ、11の引き継ぎに関することまでお願いいたします。2ページから11ページまで、11項目お示しさせていただいてございますが、この引き継ぎに関することのみ説明させていただきます。在園の子どもたち、保護者や地域住民の不安を払拭するため、現志茂保育園を含めた関係機関との連携を強く意識して、区直営方式からの円滑な移行のための準備を進めるといったことなどの提案がございます。なお、引き継ぎ方法でございますが、令和元年1月から開始する予定ではございますが、区議会で指定議決をいただければ、速やかに保護者との顔合わせ会や、園行事への参加、地域にお住まいの皆様へのご挨拶などを進めていきたいと考えてございます。

その他につきましては、個別の説明は省略させていただきます。選定経過及び今後の予定でございます。選定経過は、お示しのとおりでございます。

続きまして、5ページお願いいたします。今後の予定でございますが、本定例会で議決をいただいた場合には、7月より区、指定管理者、保護者によります3者協議を開始いたしまして、年が明けて1月に協定を締結し、4月からの指定管理者による運営開始といったような予定でございます。

6の選定結果です。まず(3)をごらんいただけますでしょうか。社会福祉法人が4法人、学校法人が1法人、株式会社が1法人の計6法人から応募がございました。今回は、6法人の応募であったため、審査を2段階に分けまして、書類審査及びプレゼンテーション審査を1次審査として、上位3法人に絞り込んだ上で、2次で現地視察審査を行い、三つの審査の合計点が最も高い社会福祉法人、三愛福祉会を第1順位候補者として、また次点の社会福祉法人つばみ会を第2順位候補者に選定いたしました。なお、審

査と評価項目と配点は、7ページの上段のとおりでございましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

各法人の得点でございますが、1位の法人が1,775点、得点率71.0%、2の法人は1,667.5点で、得点率が66.7%となっております。その他の結果は、お示しのとおりでございます。

6ページをお願いいたします。中ほどに選定候補者でございます社会福祉法人三愛福祉会の特に評価できる点を3点挙げてございます。①でございますが、長年の実績と経験に基づき、利用者及び地域と良好な関係が築けていると。また、志茂保育園の提案におきましても、そのような点で真摯な姿勢が感じられたこと。

二つ目は、職員のことで志茂保育園における必要の半数以上の保育士等を既存の法人職員で配置するといったような点。また、法人が職員を大切にし、人材育成に努めている点が挙げられております。

三点目ですが、現在運営を行っている保育園で子どもたちが外遊びで伸び伸びと活動できるよう配慮しており、また、行事等では子ども一人一人を大切に保育している点も挙げてございます。また、この法人につきましては、公認会計士によります財務分析において、財務状況が健全であると評価されているほか、現地視察審査に同行した区直営の保育園の園長も、良好な保育を行っているといったことを確認してございます。

最後、7ページでございます。従来手法と指定管理者制度導入後の経費比較をしてございます。従来手法では、5年分の歳出から歳入を差し引いた金額が10億9,770万円、指定管理者制度導入後では、差し引き10億8,707万2,000円となります。その結果、5年分の効果額ですが1,062万8,000円となります。

補足説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

初めに、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは次に、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に、東京都北区立保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	それでは次に、東京都北区立志茂保育園の指定管理者の指定についてご質疑またはご意見ございますでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ご説明ありがとうございます。1点ご質問させていただきたいのですが、第22号議案の参考資料の2の5ページなのですが、選定結果の6番目の選定結果のところですが。選定候補者が6法人あって、審査結果がございますけれども、1位から6位まで点数がございます。合計2,500点なのでしょうか。点で1位と2位の法人が選ばれたということで、こういった審査の場合、いわゆるその足切りというか、2分の1、50%を満たさないものは失格といった、何かそういった基準があるのでしょうか。
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	募集要項の中で、その最終の現地視察審査に進む法人数は、3法人に絞り込むという規定をあらかじめ設けておまして、原則ですので例えば3位と4位の差が、例えば近かった場合には、例えば4法人以降かとか、そういったことを改めて議論するという取り扱いにしながらも、3位と4位とでこのときにプレゼンテーションの現地審査で多少の差も見られたことから、規定どおり3法人を対象として、現地視察審査を行うといったような取り扱いをさせていただいたところです。
檜垣委員	もう一つ質問なのですけれども、3位と4位の差が大分大きいですよ。4位以下は現地審査がないので差が大きいということですね。そうすると、これはあくまで上位からということで、点数で切るということはあるかないかということをお教えいただけますか。
清正教育長	保育課長
保育課長	原則はあくまでも、規定の中で3法人、1位と2位を選ぶに当たってということですので、3法人の現地視察を行えばいいだろうといったようなことでの取り扱いを原則として定めているところでございますが、選定委員会の中では、やはり得点の状況とかを全部見た上で、やはりこの原則の取り扱いどおり3法人に絞り込んで現地視察をやったほうが妥当ではないかといったような結論に至ったところです。
檜垣委員	了解いたしました。ありがとうございます。

清正教育長 ほかにごございますか。それでは、3件の条例及び1件の議案に対して、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第37号「北区立中学校における事故に関する和解」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 報告第37号でございます。北区立中学校における事故に関する和解でございます。議会の権限に属します軽易な事故で、その議決により指定したものです。これは、区長が議会にかわりまして意思決定できるということになってございます。区が当事者である和解でございます。その目的の金額200万円以下のもの、こちらにつきましては、区長において専決処分できるというものでございます。

1枚、おめくりをお願いいたします。専決処分をした年月日は、平成31年2月19日。決定額は、15万1,200円。全額自治体総合賠償責任保険により、補填をされております。相手方につきましては、北区岩淵在住の区民でございます。事故の概要でございますが、赤羽岩淵中学校の体育の授業中に、校庭におきまして3年生男子がソフトボールを行っていた際に、生徒が打った打球が高さ12メートルの防球フェンスを越えまして、道路を挟んで向かい側にごございますお宅の屋根にぶつかり、瓦を破損させたものでございます。学校といたしましては、3年男子の中にはバッティングのパワーも相当ついてきている生徒もいるということで、常日頃から防球フェンスの高さを越す打球は打たないというルールを設定していたそうですが、今回の件を踏まえ、今後、より一層指導徹底していくと聞いているところでございます。

説明は、以上でございます。

清正教育長 本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第4、報告第38号「北区立小・中学校整備方針の改定について」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、私から北区立小・中学校整備方針についてご報告をさせていただきます。表紙を1枚おめくりいただきまして、北区立小・中学校整備方針の改定についてというレジュメの裏面をごらんください。今回の主な改正内容ということで、箇条書きに整理していただいたものがございます。全文をご説明すると長時間になりますので、この主な改正内容について要点を絞ってご報告をさせていただきます。

まず1番目の教育環境の状況変化に関する事項といたしまして、1項目で、従来の学校整備における視点に、社会環境の変化への対応を追加して、可変性の高い施設整備をするという考え方を加えさせていただきました。

小・中学校整備方針資料1の3ページをお開きください。3ページのところ(4)社会環境の変化に対応できる可変性の高い施設整備ということで、この四角の囲みの中でございますけども、長く使いこなすであるとか、あるいは長寿命化改修においても、適切な改善を図る必要がある。あるいは、今後の教育環境の充実には、敷地面積が大きく不足する場合には、敷地の拡張も考える。このような考え方を幾つか新たに付け加えさせていただきますまして、7ページをお開きください。7ページの(3)の多目的スペースというくくりのところでございますが、可変性の高いという言葉の意味合いでございますけども、多目的スペースということで、①、②、③というスペースを書かせていただいておりますが、イメージといたしましては、この三つの全体的な空間を捉えて転用できる空間ということで、壁の仕切りであるとかしつらえを考えていこうと。こういったことが、考え方のポイントの一つになってございます。

続きまして、主な改正内容のところの2番目のところ。次期学習指導要領への対応についてということで、主体的、対話的深い学びの場をふやすということで、これは実は施設整備の中では具体的にどこということが、なかなか示しづらい部分でございますけども、一例を申し上げますと、資料1の7ページ、学校図書館というのが7ページの先頭にございます。そこのウのところ、少し書き込みをさせていただいておりますが、ICT環境やメディア教材等を活用する学習情報センターとしての機能や、少人数学習など多様な学習活動に対応できるオープンスペース。これは、既に幾つかの学校で実践されておりますけども、なるべく広く大きなスペースを用意して、子どもたちに主体性を持って学習できる空間をつくらうという代表的な例でございます。

また、主な改正内容に戻りまして、特別支援教育のところでございます。特別支援教育のところにつきましては、1番大きな部分は17ページ、18ページに恐れ入ります、コマ割り表が示してございます。実は、従前このコマ割り表の中には、特別支援学級という記載がございませんでした。このたび、例えば小学校の17ページの表中の普通教室多目的スペースの下に、特別支援と書かれた欄がございまして、特別支援教室、それから特別支援学級ということで、改めて特別支援学級の広さを明記させていただいております。

それから、同じ冊子の11ページをお開きください。11ページの2番の特別支援教育部門という記述において、①、②、③とございまして、特に②の部分で、職員室、トイレ、シャワー室、倉庫等との配置関係や、見守り機能に十分配慮するという記述がございまして。これは、検討の過程の中で、左側のページの10ページで教職員の一元化ということを一方向でうたっております。学校経営において、校長のもとであらゆる教育にかかわる教職員が、一つの職員室を共有するという考え方を打ち出しておりますが、それを補完する機能として、見守りが必要な子どもたちの空間を、それぞれの特性に応じて配慮すべきであるという考え方を、一言ではございますがつけ加えさせていただいております。

もう一度、主な改正内容にお戻りください。2番の整備の標準的内容に関する事項でございまして。ここで一番大きいのは、工程について従前の整備方針では特段その機能について触れていなかったのですが、ここではゴムチップや人工芝等の特殊舗装を考慮するという事で、従来のどちらかというところからダスト舗装優先という考え方を、転換を図ったと認識しております。この部分は、現状追認という部分もございまして、現状で、都市部においてダスト舗装を維持するというのが難しい環境になってきておりますので、今後の改築校においては、特殊舗装が主流になると、このような考え方を示しているものでございまして。

それから、2番目の施設の標準的整備については、ご案内のように全ての体育館や武道場に空調設備を導入するという事で、既存校においても取り組みをさせていただいておりますので、その実情を反映したということでございまして。

次の大きな3番、改修工事における整備項目の検討ということで、ここが今回の整備方針の一つのポイントとなっているところでございまして、今回の整備方針と同時並行して、長寿命化計画を検討しております。そうすると、学校の寿命が延びるということで、改築校の整備内容を示したこの整備方針を、改修時にもある程度意識して整備していかないと、教育環境が著しく違ってきてしまうと。それについての考え方を、整備方針の中ではございまして、改築改修計画の中で一定の考え方を示すのだということ、あえて整備方針の中で明記をさせていただいております。

それから大きな4番、各種事業に対応した施設整備に関する事項といたしましては、一点目の学校施設の複合化については、従前の方針を大きく変えるものではございませんが、働き方改革等の議論も踏まえて、教職員に管理運営上の負担がかからないような配慮をすることという考え方を複合化、あるいは地域開放のところに書かせていただいております。

それからその下、地域開放に関して特に加えた点は、ここに書いてありますように、地域開放の促進という観点からではなくて、防災やバリアフリーという観点から、一足制と書いておりますが、上履きのない学校というのを今後の方向性として検討をしようということを書いております。これは、検討という位置づけでございまして、この整備方針の策定によって全ての学校をそうしていくというような方針にまで至っているわけではございませんが、個別の学校の実情に応じて検討していくという考え方でございまして。

それから、次の放課後子ども総合プランにつきましては、学校敷地内に放課後の子ども

もたちの居場所をつくる。この方針について改めて明記をさせていただくと同時に、その一定な必要な面積、あるいは管理区分に配慮するといった考え方を改めて改定後の整備方針に明記をさせていただいております。

大きな5番のエコスクール省エネ・創エネの取り組みに関する部分でございますが、ここについては、環境配慮ということで、温室効果ガスの削減に努めるということで、実は検討のスタート当初は削減目標を何か具体的に記述できればという思惑もあったのですが、改築に当たって床面積が既存の学校の1.5倍となる中で、削減の数値を整備方針に書き込むところまでは難しいだろうということで、今後の課題ということで、具体的な数値を定めることが望ましいという趣旨を書かせていただいております。

それから、大きな6番、バリアフリー化のさらなる取り組みということで、ここではよくご意見をいただくトイレについて、特に具体的に記述をさせていただいております。小・中学校全てにおいて、特段の事情がない限りは洋便器化を図ってまいります。それから、各フロアに車椅子対応のトイレを設置いたしまして、さらに構内の利用しやすい場所の1カ所に、最低でも誰でもトイレを設置すると。このような考え方を明示しております。

それから、その下のユニバーサルデザインについては、さまざまな取り組みがございますが、1番学校として他施設に比べて遅れていると思われる学校内のサインについて改善を図っていこうという考え方を示しております。

それから、大きな7番、安全性、防災機能の向上に関する事項では、先ほどの空調設備に加えて、この項目の中では非常用発電機を設置するというのを改めて明示をさせていただいております。

それから、8番その他といたしましては、整備の進め方ということで、事業計画から竣工に至るまでの間で、保護者あるいは地域住民の参画の考え方、それから学校ヒアリングを重視するという考え方を、改めて文章化して示させていただいております。

雑駁ではございますが、ポイントになるところの説明は、以上でございますが、若干追加でご説明を加えますと、本整備方針の取りまとめに当たって、全ての小中学校長に対してアンケートにご協力をいただいております。詳細のご報告は省かせていただきますが、特徴といたしましては、先ほどご説明した校庭の特殊舗装、運動場の特殊舗装に対しては、6割から7割の校長先生方がそうしてほしいというようなご要望でございます。

それから、トイレについては、洋式化についてはもちろん賛成をいただいているのですが、それに加えて、ウォシュレットや温便座についても今後検討をしてほしいというような要望が、3割から4割程度ございます。

それから、先ほど一つの方策として上履きをなくした一足制、あるいは全下足制の検討のことについて触れさせていただきましたが、それについても先生方からご意見をいただいております。その方向性については賛成だけでも、留意すべき事項として、構内の汚れであるとか、長靴の利用であるとか、一定区画において土足を禁止するようなそういう工夫が必要であるといったご意見もいただいております。

かいつまんででございますが、アンケートの状況をご報告させていただきました。

最初のレジュメに戻っていただきまして、北区立小・中学校整備方針の改定について

という表紙1枚めくったところのレジュメでございます。今後の予定でございますけども、今月24日に開かれる文教子ども委員会の報告をしたのちに、校園長会あるいはホームページ等を通じて、内外に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、つけ加えまして、同時に検討を進めております長寿命化改築・改修計画でございますけども、現在中間のまとめの文案作成を行っております。次回の教育委員会には、検討状況をご報告させていただきたいと思っておりますが、場合によっては6月24日の文教子ども委員会とご報告の順番が前後してしまうことをあらかじめご了承ください。

中間のまとめの大きなポイントとしては、学校施設の使用目標年数というのを現在定めておまして、おおむね65年程度ということで定めております。これを、適切な長寿命化を行うことで80年以上に延ばそうと。そういった考え方を、とりあえず中間報告ということでさせていただきたいと考えておりますので、その整理されたものについては、次回の教育委員会でご報告させていただければと思います。

以上、雑駁でございますが、ご報告させていただきました。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

加藤委員 教育長

清正教育長 加藤委員

加藤委員 一点だけ教えてほしいのですが、施設の標準整備について行った後、例えば運動環境をよくするために人工芝にしたと。大体建物は、長寿命化で65年から80年以上もつようなものにしたいという、確かに1校建てるだけで50億もかかるというような時代になってきていますから、大変な金額だと思うのですが、例えば人工芝等の寿命というのは、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。また、傷んできた場合にどのくらいで改修に入るという学校意見も、当然出てくるだろうと思うのですが、その辺りはいかがなのですか。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 人工芝あるいはゴムチップ舗装の寿命でございますけども、メーカー側からの説明では10年はもつと聞いております。ただ、これはあくまでもメーカー側の説明でございますので、実際には10年以上もつものもあれば、10年たらずに劣化してしまう状況が出てくるかもしれません。

ただ一方で、特殊舗装の素材が、近年急速に技術革新されておりまして、正直同じ性能のものであると、価格は2割、3割下がっております。そういうところも、コスト的な分析もしながら導入をしていきたいとは思っておりますが、なかなか現時点で一番劣化が激しい王子小、王子桜中の人工芝は、どこかで手を入れなければならない時期に来ているなど。そのように感じているところでございます。

加藤委員 ありがとうございます。それを感じたものですから、質問をさせていただきました。

清正教育長 ほかに、いかがでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございました。上履きのない学校の検討に入っているというようなことなのですが、私の意見としては、空気中のちり、埃ですとかPM2.5、年々増加傾向、環境悪化ですよね。そういう中で、学校というのは大勢の人が集まる場所なので、衛生的に言っても、やはり上履き使用というほうがよろしいのではないかなと感じております。田端中が、現在上履きがないということで、実施されているということなので、その経過がどうなのかということもご説明いただければなと思っております。

あと、それからもう一つなのですが、学校施設の複合化ですとか地域への開放ということで、子どもの生命だとか身体を守るということで、現在学校があるときは施錠されていると思うのですね。でも、中には開いている学校もございまして。先日の川崎市の登戸の事件等、学校の子どもの安全を守るという視点で、今後きっちり施錠をしていくのかとか、何かそういった方針があれば、お聞かせいただければと思います。

以上です。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 1点目の上履きをなくすという部分については、いろんなご意見をいただいております。先生方からも衛生上不安だとか、上履きに履きかえることで、一つのオン・オフが切りかわる、そういう教育上と申しますか、子どもたちの指導面の効果もあるというようなことも伺っておりますので、全ての学校ということではなくて、環境を整えればと考えております。特に、私どもの所管といたしまして考えておりますのは、学校を地域の拠点として考えたときに、子どもたちのことはもちろんでございますけれども、地域の方々を利用しやすい環境というのもあわせて整えていきたいと思っておりますので、学

校に頻繁に出入りする皆様からは、スリッパ等で学校の階段を上り降りするのが、非常に怖く感じる場面もあると伺っておりますので、環境が許せば、議論はしていきたいと思っております。

それから、2点目の施錠についてでございますけれども、施設整備の上では、防犯カメラを設置するとか、幾つかの工夫をさせていただいておりますが、防犯カメラを設置したときに、それを見守るスタッフはどうするのかとか、そういう新たな課題も出てきております。それから一方で、改築校は多くの場合、総合管理委託ということで民間委託を出しているのですが、一部の校長先生方からは、警備業務自体も何か委託するような方法はないのかというような、全体ではないのですが、そういうような声も聞いておりますので、今後、学校の安全対策ということでは、私どもの学校施設の所管だけではなくて、関係課とよく相談してまいりたいと思います。

檜垣委員 よろしくお願いいたします。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 再確認で申し上げさせていただきたいのですけれども、今、児童・生徒の学習用具の重量が、通学に当たってかなり負荷がかかっているということですか、それから学習指導要領の改訂に伴って、今後また教材化が10年スパンで考えるとなおさら多様化していくことが予想されますので、いろいろ限られたスペースではありますけれども、教科書なども学校に今後置いていくということも想定した形を引き続き検討していく必要があるだろうと思っております。

また、緑化推進につきましても、推進するという文言は、こちらに掲げていただいておりますけれども、教材面としてだけではなくて、情緒面でも、また地域の交流という視点から見ましても、非常に大きくウエートは占めるものだと思います。校長の考えによって、緑化にどのぐらい力を入れていくかということに対する感覚的な差異はあるとは思いますが、特に特別支援学級を要している学校、その児童生徒が生活の学習としても活用できるように、普通学級とはまた別のきちんとした用地の確認をしていただきたいと思いますし、太陽光の日射状況などについても、引き続きご配慮いただけたらと思っております。

最後になりますけれども、プールにおける熱中症対策についても、日陰の確保について確認を引き続きしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。何かありますか。

学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>本間委員のほうからは、いろいろご意見いただいてありがとうございます。取り入れたところは幾つかございまして、今この場で説明は省略させていただいておりますが、ただ、現時点で取り入れるのが難しいなど判断したところだけ申し上げますと、先ほどの教室の収納スペース、教室1個1個の必要面積を今、小学校ですと64平方メートルとしているのですが、それを広げるというところまで踏み出すかどうかというところに、次の改定あたりまで宿題とさせていただこうと判断をいたしました。緑化の教育上の視点であるとか、プールの熱中症対策、あるいは最近先生方からよくご相談いただくのは、プールが覗かれるといった視覚の問題、その辺りについては以前お示しした内容から少し手を加えさせていただいて、修整をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
本間委員	よろしく願いいたします。
清正教育長	ほか、よろしいですか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	<p>1点、質問させてください。資料1の7ページのところで、学校図書館というところがございました。教科書も今後、大分変わってくるのかなと予想されるのがQRコードというのがついてくる教科書が出てくるのかどうかというところなのですが、いろいろな図書に、また冊子等にもQRコードが出てきております。そのQRコードというのは、例えば自分でスマートフォン等を持っていれば、家庭でそれを見て開くことができますけれども、持っていないお子さんは、学校の図書館等で対応するという方向にもなるのではないのかなと、これは北区の図書館というものも、また広い範囲になってしまっていますが、そういうQRコードを開く場所が、子どもが開ける場所があるように、今後計画して準備をしていく必要があるのかなという気がしております。ICT環境やメディア教材等を活用する学習情報センターとしての機能とありますが、それはQRコードを子どもたちが開くこともできる、その環境ということでしょうか。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 認識が足りないところがあるのですが、ただ、学校には既にタブレットが導入されていますので、QRコードを読み取れるかどうかというのは、もしかするとソフト的な対応かもしれませんので、後ほど確認をさせていただきます。いずれにしても、ICTの推進ということで、将来的にはもしかすると教科書自体がペーパーレスになるかもしれない。そんなようなイメージもどこかに持ちながら考えていくのと、一方、いま一つ課題になってきているのが、従来コンピューター室と言っていたスペースをタブレット化によってなくしてしまうのか、何らかの新たなプログラミング教育等の空間として、新しい視点をもったほうがいいのか。このようなこともこの図書室の充実の中では考慮しながら、今後整備を進めてまいりたいと思っております。

渡辺委員 ありがとうございます。

清正教育長 補足は、特にないですか。よろしいでしょうか。
それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次、日程第5、報告第39号「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相談センター所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

清正教育長 教育総合相談センター所長
それでは、私から報告第39号議案について報告をさせていただきます。
資料を1枚おめくりください。不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証についてということで、1番の要旨でございます。不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証につきましては、平成30年度に開始をいたしましたけれども、昨年度平成30年度は年間3回の学校ファミリーの日を活用いたしまして、教育総合相談センターに配置をされているスクールソーシャルワーカーが、対象のサブファミリー内の学校における不登校の状況についてヒアリングをしたりですとか、スクールソーシャルワーカーが作成いたしました、不登校児童・生徒支援シートを活用いたしまして、事例検討等を行ったりすることにより、サブファミリー内の不登校に関する共通課題の解決のための連携方法等を研究・検証いたしました。今年度は、対象サブファミリーを一つ追加いたしまして、三つのサブファミリーで昨年度に引き続き研究・検証を実施するものでございます。

2番、取り組みの経過でございます。昨年度の研究・検証におきましては、担当者の異動ですとか、児童・生徒の長期の不登校などによる情報共有の停滞、最新情報の不足など、学校内サブファミリー内において、連携を進める上での情報共有のあり方が課題となりました。そのことを受けまして、不登校児童・生徒の支援に必要な情報を集約す

るための不登校児童・生徒支援シートの書式を、スクールソーシャルワーカーが提案をいたしまして、その支援シートを活用して、小学6年生の事例検討などを行いました。その結果、スクールソーシャルワーカーが中心となってまとめました支援シートが、中学校に進学する際の不登校児童・生徒、それから家庭の状況を可視化、共有化することに有効であり、また、児童・生徒支援の連携体制を構築していくことにも有益であるということが確認をされました。ただ、支援シートを作成、活用する際のノウハウ、これをサブファミリー内に定着させるには、当面、スクールソーシャルワーカーの関与が欠かせないこともあわせて確認をされたというものでございます。

3番の事業内容、実施内容のところでございます。(1)対象サブファミリーですけれども、堀船中サブファミリー、桐ヶ丘中サブファミリーとともに、今年度は明桜中のサブファミリーを追加いたしました3サブファミリーで実施をいたします。

(2)実施内容でございますが、昨年度は年間3回の学校ファミリーの日を活用して、実施はしてはしておりますが、今年度につきましては、各サブファミリーの実情に応じた時期、回数等で実施をするものでございます。内容といたしましては、スクールソーシャルワーカーが中心となりまして、対象サブファミリーごとに①の支援シートの活用ということで、これは昨年度に引き続きまして、サブファミリー内の不登校児童・生徒の状況及び共通課題の把握、支援シートを活用した事例検討を行います。

②番の学校と家庭の連携推進事業の活用ですが、今年度は中学12校、それから小学校32校に配置をされております家庭と子どもの支援員が、不登校児童・生徒支援に対して有効に働いている事例を把握いたしまして、紹介することを予定してございます。

③番、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインの取りまとめですが、昨年度と今年度の研究・検証結果を踏まえまして、学校向けのスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを取りまとめることを予定してございます。

4番、効果的なスクールソーシャルワーカーの人員配置体制でございますが、これにおきましては、中学校に1名のスクールソーシャルワーカーの配置を進めておりまして、区としてもそのような配置を理想としておりますが、スクールソーシャルワーカーの人材育成ですとか、配置体制などの検討も必要でありますので、当面は、2サブファミリーにつき1名のスクールソーシャルワーカーの配置を目指してまいります。今年度は、スクールソーシャルワーカー4名体制ですので、あと2名必要であると考えてございます。

また、スクールソーシャルワーカーによる訪問活動の状況の件数表を掲載をさせていただきました。30年度、1番右側ですけれども、スクールソーシャルワーカーは、非常勤職員3人体制で、月16日の勤務をしてございましたので、スクールソーシャルワーカー、一人の1日当たりの訪問件数を計算いたしますと、1日2件以上の訪問を行っているということになってございます。現状の体制では、これ以上の活動は難しいのではないかと認識をもってございまして、ということからも、スクールソーシャルワーカーの配置体制を強化していくことが必要であると考えてございます。

最後に、5番の今後の予定ですが、今月、本日の教育委員会、定例校園長会、区議会の文教子ども委員会に報告をいたしまして、今月から来年の1月ごろまで3サブファミリーにおいて研究・検証を実施いたします。その後、研究・検証の結果を来年2月の教

育委員会等に報告をさせていただきたいと思っております。
私からの報告は、以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 このような制度が、ますます充実することを大変ありがたく思っております。2点教えてください。

1点目、支援シートですけれども、どのような形式というのでしょうか、例えばパソコン等で簡単に入力できるような形のものなのかどうか、内容を大まかで結構ですので教えていただきたいということが1点目です。

2点目、スクールソーシャルワーカーのほかに各学校の家庭と子どもの支援員とございますが、今現在どういう立場の方がこれを受けていらっしゃるのでしょうか。

以上でございます。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長 支援シートでございますけれども、昨年度スクールソーシャルワーカーと協議して書式をつくりまして、去年試行的に紙ベースでの活用をさせていただいたところでございます。内容といたしましては、まず基本情報ということで、学校生活の現状ですとか本人に関する情報、心理面の特徴ですとか学習面の特徴ですとかを記載するところ。それから家族構成、家庭生活の状況ですとか、あとはその生徒がどういったところの支援を受けているかというところで、例えばスクールカウンセラーのかかわりですとか、当センターでやっておりますホップステップジャンプ教室とのかかわりですとか、そういう関係機関との関係を図にしたものとか、さまざま支援に必要な情報を掲載しているところでございます。

それから、家庭と子どもの支援員でございますけれども、地域で活動されている民生委員のお立場の方ですとか、さまざま大学院の心理学を勉強されている方とか、そういった方を各学校が選定をいたしまして、支援員ということで配置をして、不登校支援に携わっていただいているという状況でございます。

以上です。

清正教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございました。支援シートが今後、仮にある程度幅を広げてふえていくようであれば、できるだけ簡便に内容がチェックされていくようなものの開発を、今後期待をするところです。

2点目の家庭と子どもの支援員については、従前、私が校長としてかかわっていたところと変わらないのだなということを今伺って思ったのですけれども、非常に頼りになる方たちである一方、やはり情報の提供の仕方ですとか、一番は学校やスクールソーシャルワーカーなどと相談して願っていることが、きちんとそのとおりに保護者や児童・生徒に伝わるのかといったあたりについては、大変、校長が配慮をしないと調整が難しいということを実感として思っておりました。皆さん、善意ではありますけれども、やはり行き過ぎた発言が相手を傷つけてしまうとか、微妙な問題を絡んでいるところがあると思いますので、今現在も十分配慮はなされているとは思いますが、一層そのあたりの調整を、当面は学校が仲立ちをしてスムーズにいくようにということを願うところです。どうぞ、よろしく願いいたします。

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第40号「第4期北区子ども読書活動推進計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

報告第40号、第4期子ども読書活動推進の策定についてご報告させていただきます。

1の要旨でございます。区では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定しています。現在、第3期の北区子ども読書活動推進計画で定めた事業を実施しています。その計画期間が、今年度までとなりますので、令和2年度から6年度を計画期間とする第4期の子ども読書活動推進計画の策定を行います。

2の経過でございます。国が定める子ども読書活動推進の基本計画が、第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画として、平成30年5月に策定されました。資料には説明がございませんが、主な改正点としまして、読書週間の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取り組みの推進、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みの充実。情報環境の変化が、子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握分析と示されました。区の計画は、国の基本計画を基本にいたしまして、当区の子どもの読書活動の状況を踏まえ、策定するよう努めなければならないと規定されております。また、都では今年の10月ごろに推進計画を策定する予定と伺っています。北区

では、1期、2期に続き、現在第3期の推進計画に基づく事業に取り組んでおります。

3の予定でございます。5月に教育委員会事務局理事者、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会の代表からなる検討委員会を開催し、現在計画の進捗状況調査の報告、国との報告、今後の進め方などを確認・検討していただきました。10月に素案を作成し、年末にかけてパブリックコメントを実施します。来年2月に議会報告を行いまして、それらのご意見を踏まえまして、3月に計画策定の予定です。案の作成やパブリックコメントの実施後など、節目に教育委員会のご報告をまいります。

私からの説明は、以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 本件に関する報告は、終了させていただきます。
次に、日程第7、報告第41号「荒川小学校・十条台小学校統合推進委員会の設置について」事務局から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長 教育長

清正教育長 学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長 第41号、荒川小学校・十条台小学校統合推進委員会の設置につきまして、ご報告申し上げます。報告とあわせて、本日席上配付しましたピンクのチラシをごらんください。

それでは、1ページをごらんください。十条富士見中学校サブファミリーブロックにおける荒川小学校及び十条台小学校の統合に向けての推進委員会の設置についてでございます。

初めに、要旨でございます。令和元年5月22日に東京都北区第11次適正配置方針に基づき、第1回荒川小学校・十条台小学校統合推進委員会を開催いたしました。協議会の運営方針を定めるとともに、具体的な検討を行うため、推進検討委員会の下に校名等検討部会及び施設等検討部会を設置いたします。協議事項につきましては、お示しのとおりです。統合推進委員につきましては、別紙名簿のほうをごらんください。

なお、学校PTA推薦委員につきましては、PTAの要望により、十条台小学校が10名、荒川小学校8名を委員として名簿に登録していただき、推進委員会には、登録委員の中から両名6名ずつ参加する形をとっております。

また、開催につきましては、席上配付しましたチラシを、児童をとおしまして各家庭に配付し、あわせて町会の掲示板及び回覧板、ホームページ等への掲載により、区民の皆様幅広く周知を図ってまいります。

今後の予定につきましては、6月18日に第1回校名等検討部会を開催し、これ以降、推進委員会及び部会を適宜開催してまいります。

私からの報告は、以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。本件に関する報告は、終了させていただきます。

清正教育長 次に、日程第8、報告第42号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 報告第42号、後援・共催事業に関する報告でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。今回、名義使用承認報告でございます。7件ございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「第36回非行のない明るい街づくり住民大会～少年の健全育成をめざす親と子の集い～」非行のない明るい街づくり赤羽連絡協議会会長でございます。

2件目でございます。「松風会茶道華道親子教室」松風会会長でございます。

2ページでございます。3件目、「区民絵画展（きたくなるまち絵画展）」公益財団法人北区文化振興財団理事長でございます。

この後、7件目まで主催者同じでございますので、主催者名の読み上げは割愛をさせていただきますが、4件目でございます。「子どもかがやき文化芸術事業①スクールコンサート」以下お示しの事業でございます。

4件目の場所、参加対象、参加費用につきまして、説明は割愛いたしますが、5ページに資料を掲載してございます。

5件目、「第14回大きなオーケストラの小さな音楽会」でございます。

6件目、「北とぴあ演劇祭」。

7件目、「北区文化芸術祭」でございます。

4ページに事業実績報告といたしまして2件お示しをさせていただきました。

説明は、以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第6回教育委員会定例会を閉会させていただきます。